

平成24年度（第3回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成24年7月10日（火）

### 第3回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成24年7月10日(火) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第9号(継続審議) 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第14号 認定電気通信事業の中継施設等の設置協議について

第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

第17号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

第18号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

出席委員

1番 赤埴満夫	2番 岩谷吉啓	3番 岡田嘉治	4番 尾鷲壽夫
5番 垣本 保	6番 吉川きり子	7番 小山喜行	8番 坂田莞爾
9番 阪田洋好	10番 地當博巳	12番 杉本正幸	13番 鈴木利朗
14番 竹田敏明	15番 角 是明	16番 中峰 聖	17番 中村省一
18番 西 謙讓	19番 西 豊	20番 東地寧司	21番 平崎茂樹
22番 吉井孝夫			

欠席者

11番 芝崎憲年

出席した職員

森嶋・白野

議長 皆さん、こんにちは。時間になりましたので、ただいまから第3回串本町農業委員会定例会を開催致します。本日欠席届の出ている委員は、11番の芝崎委員です。本日の署名委員は、7番小山委員、8番坂田委員を指名致します。よろしく申し上げます。本日の議案は6件となっておりますが、議事の都合上、第9号を第18号の後に持っていきます。それでは、議事に入ります。議案第14号、認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

赤埴委員 1番、赤埴です。

議長 1番、赤埴委員。

赤埴委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございました。それでは、ただいま事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告についての質疑等ありましたら伺います。質疑ございませんか。

なしの声。

議長 質疑なしの声がございますので質疑を打ち切ります。お諮りをいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次にまいります。議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

吉井委員 22番、吉井です。

議長 22番、吉井委員。

吉井委員 (担当員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の提案趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。質疑ございませんか。

なしの声。

議長 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。お諮りをいたします。本案につきましては原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数により、本案は承認可決されました。それでは次にまいります。議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査委員の報告をお願いします。

尾鷲委員 4番、尾鷲です。

議長 4番、尾鷲委員。

尾鷲委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、事務局からの説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。質疑ございませんか。

なしの声。

議長 質疑なしの声がございますので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次へまいります。議案第17号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 ただいま、議案第17号の現地の写真を回していますので、審議の参考にして下さい。  
(議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

地當委員 10番、地當です。

議長 10番、地當委員。

地當委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

西(謙)委員 はい。

議長 18番、西委員。

西(謙)委員 この件について、会長としての個人的な考えや判断を伺いたいです。

議長 現場を見た途端に「非常に難しいな」と思いました。前回の9号議案の非農地証明について本日継続審議する訳ですけど…。個人的な意見といたしまして、今までの経過から「農地でない」というふうに証明するのは少し無理かなという感じはしております。会長の個人的な意見を求められましたので無理して申し上げましたが、私の個人的な言葉から、そういうふうに印象付けられる事がないように注意して、皆さんの正直な意見によっ

で審議していただきたいと思います。

平 崎 委 員        2 1 番。

議        長        2 1 番、平崎委員。

平 崎 委 員        現地調査報告で、調査した人が「農地として継続していける」と説明をしたら、これに対して他の人が、写真だけ見て判断して、まるっきり相談される側になって、そういう事になると難しいな。従来なら説明をして「非農地として認めよう」として来たと思うんやけど。説明をそういうふうにされると、これはえらい変な話になってくるなと思う。まあ言うたら、ちょっと木でも竹でも生えておれば通るような話でしょうね。審議以前にこんな申請出してくるのもおかしいって事になるし。事情で言うたら、もうずっと長いこと他所におって帰ってくる見込みないし、人に迷惑掛けるから草刈りだけはしていくけど、その場合は農地の地目のままでいけるんかなって思うし。議論の前に一旦そういう話をされるとね、他の者は意見を差し挟む余地がなくなるしね。それでも認めたらうという事でいくのか。そういう所を相談しながらいかなまづいなあ。

鈴 木 委 員        1 3 番。

議        長        1 3 番、鈴木委員。

鈴 木 委 員        僕はね、つい簡単な考え方で、持ち主が申請してきたら通さな仕方ないと思うんです。なんか理由があって申請してんやから、それを認めたらなものすごうややこしなと思うんです。

尾 鷲 委 員        4 番、尾鷲です。

議        長        4 番、尾鷲委員。

尾 鷲 委 員        この2条の非農地の証明の場合は、特に調査員を増やして慎重にするはずですよ。そういう意味で、やっぱり現地に行って、現場を見に行っただで協議した結論を参考にしたらいいんじゃないかと思います。全員で見る訳にいかないの、現地に行った人の意見を尊重するべきだと思います。

議 長 他にございませんか。

坂田委員 8番、坂田です。

議 長 8番、坂田委員。

坂田委員 前から「あまりに2条申請が多いんじゃないか」という意見を出していましたが、規約では3名以上で現地調査しろとなっていると思うんですけど。これ、現況主義でやっていくと通す訳にいかないと思います。4条や5条で出てきた場合は仕方ないですけど。2条となると、その地域の担当なりで耕作するよう、または耕作する人を探すような指導をしたらどうですか。農地がどんどん減っていきやる。耕作できるのに2条として通すとなったら農業委員会の対応としておかしいんじゃないかな。耕作する農地を探しても貸してもらえない農地がないという話も聞いた事があるので、耕作する人を探すのも農業委員会の責務やないかな。

西(謙)委員 はい。

議 長 18番、西委員。

西(謙)委員 これはなかなか難しいと思います。個人の財産権にも影響してくる事やし。かと言うて、農業委員というのは農地法を順守して、それに基づいてやっていく。この現況やから、それを押し通していったら、今回も認めるのは難しいと思うんやけど。ところが、個人的な要望や財産権となってきたら、情状の分もあるやろうし、なかなか難しいね。なぜ一つの市町村に農業委員がこんな人数おるのは、農地を守るために国が作っていると思うし、簡単に2条を通すと、あつてないような法律になっていますし。けれども、もし認めないとしたら、後のフォローも農業委員はしていかなあかんと思う。もし、その土地を売りたいとなったら農業委員会は努力するべきやと思うしね。

西豊委員 19番。

議 長 19番、西委員。

西豊委員 この方は管理するのも大変というのも原因の一つやと思うので、できた

ら、さっき坂田委員が言われたように、誰か耕作してくれる人を見つけるか、農地として他の人に譲り渡す方法はできないかのかなと思います。

平 崎 委 員            2 1 番。

議        長            2 1 番、平崎委員。

平 崎 委 員            違う意見というか、きちっと農地法に基づいて判断するとあるが、従来は柔軟に対応したように思う。難しいのは、所有者はもうここには住んでない訳ですよ。その人が、近所の人に駐車場を買ってもらおうかと頭の中で思っている。非農地の証明をせな、下限面積もあるし買えない訳でしょ？そこをどうするかある程度大きく捉えてクリアさせる議論をせんと、ずっと出てくる、ほとんどの土地は地目は田畑のまま、そして何とかせんならんと、4条5条に振ってくる。この問題だけじゃなく、耕作放棄地はどんどん増えてくるし、中には他所に引っ越してる場合もあって、何でもいからとにかく処分したいという事が出てると違うかな。そういう所を農業委員会として、ある程度柔軟に対応するのか、この辺の事を考えなならんのと違うかな。今までも、あんまり報告して非農地にならんと言わん限りは、通っている訳や。今までは写真まで付けて審議した事もないしね。

坂 田 委 員            8 番。

議        長            8 番、坂田委員。

坂 田 委 員            2条で出てきてるから問題があるんやね。3条4条5条で出てきたら、何も問題じゃないんですよ。2条だから、2条は慎重にしろという事やから。3条4条5条で出てきたなら通っていく案件ですよ。それから、農業委員会が世話したったら良いというのは、ちょっと違うんじゃないかな。

地 當 委 員            はい。

議        長            1 0 番、地當委員。

地 當 委 員            私も思うに、2条で出てくる案件は、これからの高齢化社会に非常に多くなってくると思います。3条や5条で出される方が問題が解決し易いというふうに思います。



西(謙)委員 さっき「農業委員会で世話したろやないか」と言うたのは、何も義務的に言うたんじゃないし、やはり自分の財産をこうしたいんやという自分の意思通りにならんからね、それを敢えてストップさせるなら、その位の事は便宜を図ってあげる、例えばいろんな情報を与えるとか、その位のフォローはしたるべきやと思うけどね。

議 長 15番、角委員。

角 委 員 先程から、いろいろ意見聞いている訳ですけど、私も現地行ってきましたけど、これを農地でないかどうか判断せいと言うたら、見たまんまの通り、農地でないという事は言えない、農地である事は間違いないと私は思いました。申請を受付する時に、アドバ的な事をやっていかないと、毎回こういう問題が出てくると思います。駐車場にしたいなら、買主との名前で5条で出してもらおうとか、そう事を検討していく必要があるんじゃないか。ただ、法律でいけば、これは農地だと思います。農地じゃないという意見があるなら、それも聞きたいと思います。

議 長 今の意見について、事務局どうですか。

事 務 局 代理人で申請地の隣に住んでおられるAさんが、申請書を提出して下さった際に、耕作しなくなって30年経っている事と現状は駐車場として使っているという内容の確認をしながら受けました。申請書として、きちんと要件を揃えて出して来られれば、受けざるを得ないと思います。それから「認められない場合もあるので御了承ください」という話もしました。

議 長 毎月1回、県の農業会議で市町村から上がってきた案件について諮問していますが、その時に1000㎡以上の案件については、写真2～3枚付けまして、それによって各役場や振興局の担当が説明をしている訳ですけど、そしたら、地図と写真と説明の3点が判断する基礎になっています。先月、第9号議案の申請地を見た途端に「おかしいな」と思ったのが発端でして、今回和深の申請地を見て「先月とよく似た案件だな、困ったな」と思いました。平崎委員がおっしゃるように、従来こういう案件もあったと思うんです。ところが、先先月に現況主義という事について再確認し、現況主義が優先するんだという事が頭にあった事と、和歌山の諮問委員会で必ず2～3枚の写真が付いているという事が重なりまして、判断を迷う時は現地

調査委員に任せるだけでなく、やはり決めるのは定例会ですので、写真等の資料を提示して、皆さんで決定していくのが筋じゃないかと思います。

東地委員 はい。

議長 20番、東地委員。

東地委員 ちょっと今聞かせてもらいやったんやけど、結局2条の拡大解釈をどのようにするのかという話になってくると思うんですけど、これ2条を拡大解釈したら、止めどなく広がっていくような気がするんやけどね。2条で出てきた場合でも「あかんもんはあかん」で線引きせな仕方ないし、逆に3条で出てきた場合も下限面積をうまくするとか、そういう他の方法の方がいいんじゃないかと思います。

岩谷委員 はい。

議長 2番、岩谷委員。

岩谷委員 今までの皆さんの意見を聞いていたら、2条ではとても無理だというような意見が多数だと思います。意見が出つくしたかどうか分かりませんが、ここらでもう2条では無理という判断をしてはどうですか？皆さんの意見もだいたいそういうふうに固まっているようなので。

竹田委員 14番、竹田です。

議長 14番、竹田委員。

竹田委員 いろんな意見が出ていますし、2条は慎重にしなければいけないのは十分に分かりますし、現況主義が優先されるのは十分分かります。ところが、申請地は30年前から耕作していない、9号議案についても40年以上耕作していないという歴史的な事実がある訳ですよ。そうした時に、地元におらず他所にいて地元で迷惑掛けたらいけないという事で管理を徹底した人が、農地の維持状態によって認められない、というのもちよっとおかしいんじゃないかな。竹や木を生やし放題生やしたら、通って行って、綺麗に管理してたらこうなる。それもおかしいんじゃないでしょうかね。やっぱり本人の意思っていうのがある訳ですよ。この人らは遠隔地において

管理が出来ない事情ってものがあるんですよね。そこらも勘案する必要はあるんじゃないかと思います。事務的に、見た目が農地やし管理されているからって、ポ〜ンと蹴ってよいもんかなと、そんなに思うんですけど。

議長 その点については、先月の定例会で西豊委員から同じような意見が出されており、いつもその事が頭に残ってくるんですけど、例えば今日から放っておいて竹や木が生い茂って5年後に申請したら認めらるという結果になるような気がします。そしたら、管理して維持していたら認められないとなれば、ちゃんとする人はアホらしいいう事にもなり、非常に難しい問題だと思います。

竹田委員 はい、いいですか。

議長 はい、竹田委員。

竹田委員 背景に、なぜ2条にかけてくるっていう事があるんですけど、遠隔地に住んでいるという事もあって、一旦農地から外したいという意思があるかと思うんで、そこらも総合的に判断せなならんと、そんなに思うんです。

地當委員 10番。

議長 はい、地當委員。

地當委員 管理されている代理人のAさんいわく、やはり、本人は売却したいという事です。さっきも言いましたが。

坂田委員 8番。

議長 8番、坂田委員。

坂田委員 先程から駐車場にしてるとかいう事ですが、これ4条やったら通っていきますよ。駐車場にするとして出したら農地から外せると私は思いますけどね。

西(謙)委員 はい。

議 長 18番、西委員。

西(謙)委員 まったく坂田さんの言うとおりで、2条で蹴ったら農業委員会はいろんな情報を与える、そういうつもりで言うたんやけどね。

議 長 受付の際に、そういった事についてのアドバイスについてどうですか。

事 務 局 4条を申請する際には明確な利用目的が必要であり、工作物や整備の計画図や図面、資金証明などが必要です。2条の申請を出された際に、要件が満たされていれば一旦受けざるを得ないですし「4条申請にしたらどうですか」と事務局から言うのは難しい部分があります。

平 崎 委 員 転用して倉庫建つや駐車場にするって言うときながら、いつまでもしてないとか、農地でない形のものにするってふうに形式だけ通っても、いつまでも変わってない事もある。

議 長 12番、杉本委員。

杉 本 委 員 先程写真を見せてもらったけど、あれは芝生じゃないでしょうか。芝生なら、ただちに農地にするというのは難しいんじゃないかと思います。車が入りしてるらしいですし、そういうふうに踏み固めた土地はなかなか農地にはできないと思います。そして、もう一つ、地元でそういうふうに農地として使用したいという希望の方はあるんですか？どうなんでしょうか？難しいんじゃないでしょうか。非常に遠方に住んでいるという事と、なかなか芝生の生えた土地はすぐ農地にはならないと思うんですけど、だからこれは農地でないと認めてあげてもいいんじゃないかと私は思うんですけど。

議 長 他にございませんか。

中 村 委 員 17番、中村です。

議 長 17番、中村委員。

中 村 委 員 やっぱり、農業委員会とは農地を守るという面からして、2条で来てそんなにコロコロと地目を変更するのは無理だと思います。駐車場にした

いならしたいで4条を出して、駐車場に整備するとか、バラスを入れて踏み固めるとか、ちょっと金をかければ駐車場になるはずです。こういうふうにして申請が出てきたら認められるでしょう。手を加えたら、ウチらは何も言えません。

議 長 2番、岩谷委員。

岩谷委員 こういう2条を認めていったら、前回も認めたしって、どんどんずっと認めていかなあかんようになる。駐車場にするんなら、4条で申請してもらおうとか、そういうアドバイスしてもらえればと思います。遊休農地が増えている中、地元におらず他所にいる人が多くなってきているので、遠隔地にいても、こういうのを認めたらこれからどんどん認めなければならぬようになる。

議 長 他に質疑等ございませんか。ないようですので質疑等を打ち切ります。お諮りを致します。本件については原案どおり承認する事に異議ございませんか。

異議ありの声。

議 長 異議ありの声多数につき採決を採る事にします。採決に際して反対討論はございませんか。

平崎委員 非農地でないという調査委員の報告がある訳やから通すべきでない、そういう考え方です。

議 長 それでは、賛成討論として、非農地として認めるべきだという意見はありますか。

杉本委員 12番、杉本です。

議 長 12番、杉本委員。

杉本委員 芝生が生えているなら通すべきやと思います。

議 長 それでは反対討論はございますか。ないようでしたら、賛成討論はございますか。ないようですので、この辺で討論を打ち切り、採決を採ります。

本案を原案どおり承認する方は起立をお願いします。

3名起立。

議 長 それでは、反対の方は起立をお願いします。

17名起立。

議 長 採決の結果、本案については承認しないという事に決定しました。それでは、次にまいります。議案第18号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

東 地 委 員 20番。

議 長 20番、東地委員。

東 地 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、事務局並びに現地調査報告に対する質問はありませんか。

なしの声。

議 長 ないようですので、質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により、本案は原案どおり承認可決されました。次へまいります。議案第9号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題とします。こちらは、先月の定例会からの継続審議となっていますので、よろしくをお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 前回の調査説明の他に新たに追加する説明があればお願いします。

事務局 (事務局から補足説明)

議長 皆さんに回しました写真を参考にさせていただいて審議をしていきたいと思  
います。どなたか質疑等ございませんか。

尾鷲委員 4番。

議長 4番、尾鷲委員。

尾鷲委員 この写真を見せていただいて「先程の2条の写真と違うのかな？」と思  
ったくらい全く同じような要件なんで、同じように扱っていくべきじゃな  
いかと思います。

議長 他にございませんか。ないようですので質疑等を打ち切ります。お諮り  
を致します。本件については原案どおり承認する事に異議ございませ  
んか。

異議ありの声。

議長 異議ありの声がございしますので、採決を採りたいと思います。採決に際  
しまして、反対される方の反対討論はございますか。ないようですので賛  
成される方の賛成討論はございませんか。ないようですので、討論を打ち  
切ります。それでは採決を採ります。  
本案について原案どおり賛成する方は起立をお願い致します。

2名起立。

議長 それでは、本案について承認する事に反対の方は起立をお願いします。

17名起立。 ※1名は賛成も反対も着席のまま

議長 採決の結果、本案は承認しないという事で決定しました。  
以上をもって本日の議案は全て終了いたしました。次にその他の方に入りま

す。事務局の方は何もないという事ですので、皆さんから何かご意見等ございませんか。

(平崎委員より和深地区の有害鳥獣(猪・猿)被害についての報告)

議 長 他にないですか。ないようですので、本日の定例会はこれをもって閉会します。ありがとうございました。

15時15分 定例会終了。